五　転借権の変更の登記又は更正の登記

1　特約事項の追加　315

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号 の付記１号	何番付記何号転借権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 特約　譲渡、転貸ができる

（注）登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

2　特約事項の遺漏による更正　316

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号 の付記１号	何番付記何号転借権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　遺漏 特約　譲渡、転貸ができる

（注）登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

六　賃借権又は転借権の登記の抹消

1　賃借権の登記の抹消の場合　317

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	１番賃借権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解約（又は「放棄」若しくは「存続期間満了」）

（注）順位１番の賃借権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2　転借権の登記の抹消の場合　318

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番付記何号転借権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解約（又は「放棄」若しくは「存続期間満了」）

（注）１　転借権の登記の抹消も主登記による。
　　２　転借権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

3　転借権の登記のされている賃借権の登記の抹消の場合　319

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	１番賃借権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日解約（又は「放棄」若しくは「存続期間満了」）
3	１番付記１号転借権抹消	余　白	１番賃借権抹消により平成何年何月何日登記

（注）１　抹消について登記上の利害関係人が存する場合には，その者の承諾を証する情報を提供することを要する。この場合，賃借権を目的とする第三者の権利の登記を抹消する。
　　２　順位１番の賃借権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。
　　３　転借権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第六　　採石権に関する登記

一　採石権の設定の登記

1　契約による場合　320

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	採石権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定 存続期間　何年 内容　花こう岩採取 採石料　毎年何万円（又は「１平方メートル１年何万円」） 支払時期　毎年何月何日 採石権者　何市何町何番地 何株式会社

2　決定による場合　321

権利部（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	採石権設定	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日設定決定 存続期間　平成何年何月何日から何年 内容　雲母採取 採石料　１年何万円 支払時期　毎年何月何日 採石権者　何市何町何番地 何株式会社

二　採石権の移転の登記
1　売買による移転　322

権利部（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記何号	１番採石権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日売買 採石権者　何市何町何番地 何株式会社

2　決定による移転　323

権利部（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記何号	何番採石権移転	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日譲渡決定 採石権者　何市何町何番地 何株式会社

三　採石権の変更の登記又は更正の登記
1　契約による採石料の変更　324

権利部（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記何号	何番採石権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日変更 採石料　１年何万円

（注）１　変更前の採石料を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

2　決定による存続期間の変更　325

権利部（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記何号	何番採石権変更	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日更新決定 存続期間　平成何年何月何日から何年

（注）１　変更前の存続期間を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

３　存続期間の更正　326

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番採石権更正	平成何年何月何日 第何号	原因　錯誤 存続期間　平成何年何月何日から何年

（注）１　変更前の存続期間を抹消する記号（下線）を記録する。
　　２　登記上の利害関係人が存する場合には，その者が承諾したことを証する情報を提供したときに限り，付記登記による。

四　採石権の登記の抹消
１　通常の場合　327

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
何	何番採石権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日放棄（又は「解除」若しくは「存続期間満了」）

（注）採石権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

２　抵当権付採石権の登記の抹消の場合　328

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	１番採石権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日存続期間満了（若しくは「放棄」又は「解除」）
3	１番付記１号抵当権抹消	余　白	１番採石権抹消により平成何年何月何日登記

（注）１　抹消について登記上の利害関係人が存する場合には，その者の承諾を証する情報を提供することを要する。この場合は，採石権を目的とする第三者の権利の登記を抹消する。
　　２　順位１番の採石権の登記及び順位１番付記１号の抵当権の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

第七　先取特権に関する登記

一　先取特権の保存の登記
１　一般の先取特権　329

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	一般の先取特権保存	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月から同年何月までの給料債権の先取特権発生 債権額　金何万円 債務者　何市何町何番地 　何　株　式　会　社 先取特権者　何市何町何番地 　何　某

２　不動産の保存の先取特権　330

権　利　部　（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	不動産保存先取特権保存	平成何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日修繕費の先取特権発生 債権額　金何万円 債務者　何市何町何番地